

受水槽等清掃

件名	受水槽等清掃				図面No.	1/3
図名	表紙				縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	工事企画	管財	作成者
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊					令和7年6月 日	

仕様書 ①

1 件名

受水槽等清掃

2 場所

宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地

3 実施日時

令和7年9月13日(土)0500~1800(予備日:令和7年9月27日(土))

4 総則

(1) 目的

本役務は、都城駐屯地の給水において衛生的かつ安全な水質を維持するため、水道法に則り、年1回貯水槽施設の清掃・点検を行うことを目的とする。

(2) 本役務の前提となる事業者

ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「建築物衛生法」という。)第12条の2により登録し、同施行規則第28条の基準を満たしているものとする。(講習有効期限が切れた者については再講習を修了した者)

イ 貯水槽清掃業務において宮崎県知事登録業者であるものとする。

(3) 本仕様書の運用

本仕様書は、高架水槽、高置水槽及び受水槽(以下、「貯水槽施設」という。)清掃作業の概要を示すものである。現場の状況に応じて軽微な部分の作業は、本仕様書に記載のないものであっても官側と協議のうえ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(4) 作業の概要

本役務は、下記に示す陸上自衛隊都城駐屯地貯水施設の内部清掃を実施する。

【貯水槽施設一覧】

貯水槽名称	構造	容量	設置場所
1 受水槽 a	鉄筋コンクリート製(内部4槽)	188m ³	給水所敷地内
2 高架水槽	鋼製(H=25m、内部1槽)	28m ³	給水所敷地内
3 受水槽 b	FRP製(内部2槽)	42m ³	4号隊舎横(地上)
4 高置水槽	FRP製(内部2槽)	4m ³	4号隊舎塔屋(6階建)

5 一般事項

(1) 法令及び諸規定等の遵守

ア 本役務の実施に際しては、関係法令及び条例等を厳守するものとする。

イ 本役務の実施に際しては、受注者側が役務作業の終始を通じ現場作業の監督に行ずる者として「清掃業務責任者」を指定するものとする。

ウ 本役務に従事する者は、当駐屯地の出入門に関し面会証の交付を受け立ち入るものとする。また、本役務に関係する場所以外への立ち入りは禁止する。

(2) 現場管理

ア 本役務の実施に際しては、事前に監督官と現場で調整を実施し、その指示に従い支障のないように実施するものとする。

イ 本役務の実施中、当該貯水槽施設に異常及び不具合が確認された場合等、疑義を生じた場合は、速やかに監督官に連絡しその指示を受けるものとする。

ウ 本役務の実施に伴い、他の施設等に損傷を与えないよう十分注意して実施するものとし、万一他の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに受注者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。

エ 清掃業務責任者は本役務実施中の安全確保には十分留意して安全管理を行い、災害及び事故等の防止に努めるものとする。なお、本役務は高所作業を伴うため、転落等災害防止に関しては関係法令に則り、受注者側の責任のもと万全の措置を講ずるものとする。

オ 受注者は本役務の完了後、当該役務に関連する個所の清掃及び片付けを実施するものとする。

(3) 検査

受注者は清掃作業終了後、速やかに5(4)イ項で示す書類を監督官に提出し、検査官の完了検査を受けるものとする。

(4) 提出書類

ア 契約後速やかに提出する書類

(7) 貯水槽清掃業務の宮崎県知事登録業者である証明書の写し又は建築物飲料水貯水槽清掃業登録書の写し

(4) 貯水槽清掃作業監督者講習会の課程修了書の写し(健康診断個人表添付)

(5) 清掃業務責任者届

厚生労働大臣が指定した機関が実施する貯水槽の清掃に関する講習会を修了した者(講習有効期限が切れた者については再講習を修了した者)

(1) 作業実施1か月前までの細菌検査成績結果通知書の写し(病院など公的機関における検査結果)

(4) 計画工程表

(カ) 消毒液認定書の写し又は消毒液試験結果報告書

イ 清掃作業終了後速やかに提出する書類

(7) 清掃作業実施報告書

(4) 清掃状況写真(2部)

ア 撮影要領

写真はカラーとし、清掃前、清掃中、清掃後、消毒作業状況(1回目・2回目と時間経過が確認できるように時計を入れて撮影)及びその他監督官の指示した箇所を撮影する。

バ 整理提出要領

写真用台帳に整理し監督官に提出する。

(7) 清掃終了後の水質検査結果(監督官の指示する給水栓2箇所の水質検査)(6(7)項)

(1) 実施工程表

6 特記事項

(1) 業務従事者

作業に従事する者は、健康管理、身体の衛生については次の事項に適合した者とする。

・作業実施1か月前までの健康診断(検便)結果が陰性であること。

・作業当日、下痢、風邪及び皮膚病等の感染症様の症状がないこと。(異常の有無を監督官に申告すること。)

・爪、頭髮等を清潔にしていること。

(2) 使用器具及び清掃用具

ア 本役務に使用する作業衣及び器具並びに清掃用具等はすべて良質完全な物を用い、完全消毒したものを清潔なビニール袋等に包み搬入し、使用するものとする。

イ 本役務に使用する作業衣及び器具並びに清掃用具等は、飲料水貯水槽等の清掃専用のものとする。また、作業にあたっては、監督官の指導に従い使用する作業衣及び器具並びに清掃用具等使用器具を作業の直前に消毒を行い、作業を衛生的に実施するものとする。

ウ 本役務に使用する作業衣及び器具並びに清掃用具等使用器具の消毒液は、厚生労働省認定同等以上の消毒液(次亜塩素酸ナトリウム)をそれぞれ必要な濃度で使用するものとする。

(3) 清掃箇所

本役務の清掃範囲は、貯水槽施設内部の全壁(槽内の天板を含む。)及び内部設備類並びにその他特に必要と認められる箇所とし、貯水槽施設内の沈殿物質、浮遊物質及び槽内壁、タラップ、バルブ類、配管類、電極棒等の付着物質(水アカ等はサンドペーパー等により除去)の除去を実施するものとする。

(4) 現場把握

ア 本役務の実施における「清掃業務責任者」は、本清掃作業の実施にあたり常時現場の実態を把握するとともに極力断水時間の短縮を図るよう努めるものとする。

件名	受水槽等清掃	図面No.	2/3
図名	仕様書 ①	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和7年6月 日	

仕様書 ②

イ 本役務の実施における「清掃業務責任者」は、貯水槽施設内の酸欠防止のため換気対策を事前に行い、事故防止の措置を講ずるものとする。

(5) 清掃作業

ア 清掃作業従事者は、貯水槽施設の内に入る前に必ず素手・素足を石鹸で洗うとともに、厚生労働省認定同等以上の消毒液で消毒するものとする。

イ 清掃は主として高圧洗浄機（圧力は現場指示）を使用して実施するものとし、当該機器の使用が困難な場所については手作業により付着物質の除去を実施するものとする。

ウ 金属部分の錆等は、スクレーパー、ワイヤーブラシ、サンドペーパー及び高圧洗浄機等を使用し除去するものとする。

エ 槽内の汚れ及び付着物等を水洗いした後、さらにブラシ及び高圧洗浄機等を使用し洗浄するものとする。

オ 異物の除去及び洗浄水の排水は完全に行うものとする。

カ 本清掃作業における清掃の仕上げは、清水による水洗いを実施するものとし、溜まり水に濁りがなくなるまで繰り返し行い、最後に内部を清潔なウエスできれいに拭き取り、清掃作業完了後に監督官の確認を受けるものとする。

キ 本清掃作業における付着物質等の除去作業は、監督官の承認を受けるまで実施するものとする。

ク 本清掃作業で使用する水については、貯水タンク等で受注者側が準備するものとする。

ケ 高圧洗浄後、槽の天板に残存する黒カビ等の除去は、次亜塩素酸ナトリウムを含ませた清潔なウエス等で拭き取り除去するものとする。

(6) 消毒作業

ア 消毒作業は6(2)項に示す消毒済みの作業衣を着用して実施するものとする（上水施設専用衣以外は使用禁止）。

イ 清掃作業が完全に行われたことを監督官が確認した後、厚生労働省の認定を受けた消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）50～100ppm溶液により槽内全壁面への噴霧吹き付けを2回実施するものとする。

ウ 1回目の消毒後、2回目の消毒は30分以上の間隔を置いて行うものとする。

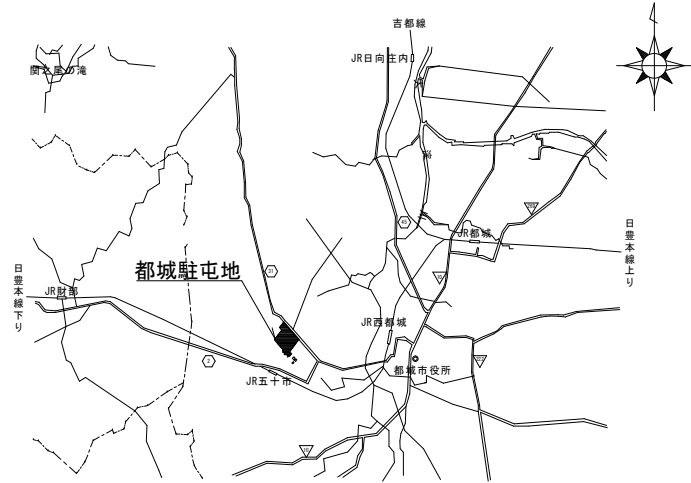
エ 最終消毒後の水洗い及び貯水槽施設内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから行うものとする。

オ 消毒作業完了後は貯水槽施設内へは立ち入らないものとする。

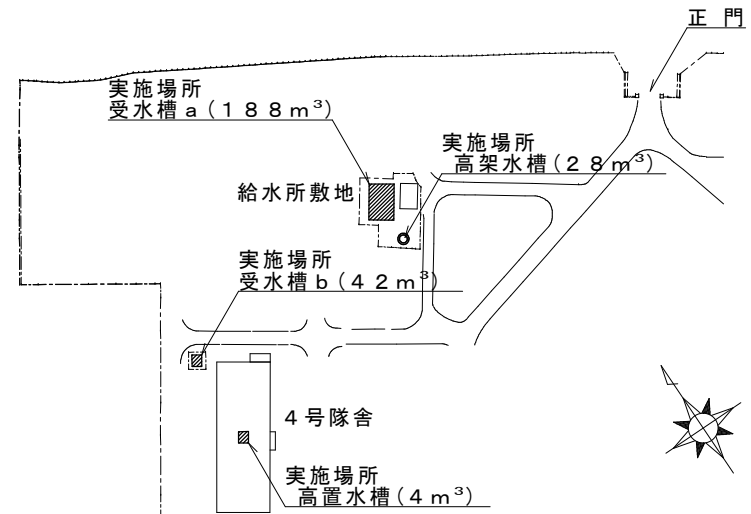
カ 各槽の消毒作業が完了した後、各槽ごとにマンホール蓋の施錠を行うものとする。

(7) 水質検査

清掃及び消毒作業終了後、監督官の指示する給水栓2箇所（給水所・4号隊舎）における水について、受注者の負担により水質検査（11項目）を行い、努めて早期に水質検査結果を証明する書類1部を監督官に提出するものとする。万一、水質検査結果が基準を満たしていない場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、その原因を調査し、監督官と調整の上、必要な措置を講ずるものとする。



案内図 No Scale



配置図 No Scale

件名	受水槽等清掃	図面No.	3/3
図名	仕様書 ②	縮尺	図示
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和7年6月	日